

令和 7 年度
就学前教育・保育施設整備交付金募集要項
【第 1 版】

令和 7 年 7 月
高松市健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課

はじめに必ずお読みください

！重要！

- 就学前教育・保育施設整備事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下「国庫補助金」という。）により実施しています。
 - 補助金交付事業として選定した施設について、本市から国に補助事業として申請（協議）し、国からの内示を受けた後に事業を進めることができます。
 - 国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が減額されることがあります。
- 1 国庫補助金の対象とならなかった場合
国費・市費ともに補助金の交付ができません。
 - 2 一部のみ国庫補助金の対象となった場合
国からの内示が申請（協議）額の一部のみとなった場合、市費は国庫補助金の対象となった割合分によって決まります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち 60% となった場合、市費負担割合も 60% となります。
- 施設（建物）が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は募集対象外となります。ただし、建物が自己所有で、土地が賃貸である場合は募集対象となります。
 - 「大規模修繕等」の募集については、対象事業にかかる対象経費の実支出の合計が 500 万円以上で募集対象となります。ただし、冷暖房設備、感染症対策の工事のみの場合は 300 万円以上で募集対象となります。

審査から内示までのスケジュール

	期 間
募集受付	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）～同年 9 月 1 9 日（金）
審査結果の通知（予定）	令和 7 年 1 2 月下旬頃～令和 8 年 1 月上旬頃
国庫補助金協議書提出（予定）	令和 8 年 1 月下旬頃
国からの内示（予定）	令和 8 年 4 月頃

1 募集内容

(1) 対象となる募集事業及び事業者

項目	内容
募集整備区分	改築 ＜1 件程度＞ ※教育・保育提供区域を超える移転改築は対象外とする。 ※現在定員の増員を図るための増築整備は対象外とする。
	大規模修繕等 ＜2 件程度＞
募集対象施設	保育所又は認定こども園
募集対象法人	社会福祉法人又は学校法人

(4) 対象経費における補助割合（予定）

工事 (令和8年度のみの場合)	令和8年度	
	3 / 4 (国 1/2・市 1/4)	
工事 (令和8年度及び令和9年度にわたる場合)	令和8年度	令和9年度
	3 / 4 (国 1 / 2 ・ 市 1 / 4)	
	3 / 4 (国 1 / 2 ・ 市 1 / 4) × 令和8年度進捗率	3 / 4 (国 1 / 2 ・ 市 1 / 4) × 令和9年度進捗率

※令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金募集に係る市単独補助はありません。

※現在の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく補助割合のため、実際に整備を行う令和8年度の補助割合は変更となる場合があります。

2 補助について

(1) 対象事業

整備区分	対象事業	対象経費
改築	○改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表①「就学前教育・保育施設交付金交付要綱（以下「別表①」という）」第7条に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地

		代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
大規模修繕等	既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（「別表①」第7条に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※改築及び大規模修繕等の補助対象経費の詳細については、就学前・保育施設整備交付金交付要綱【別表①】を確認してください。

（２） 対象外経費

- ア 土地の買収又は整地に要する経費
- イ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- ウ 職員の宿舎に要する費用
- エ その他施設整備として適当と認められない費用

3 同意を必要とする地元住民等の対象及び範囲について

国庫補助金募集に当たって、同意を必要とする地元住民等の対象及び範囲については、下表のとおりとする。

なお、隣接地権者の範囲について疑義がある場合は、応募期限前に電話連絡のうえ、地図等を用いて市に確認を行うこと。

また、下表「同意区分」において、同意必須となっている項目の同意が得られない場合には、受け付けできません。

対象	範囲	同意の有無
（１） 整備計画地地権者	全員	※ 1 同意必須
（２） 整備計画地隣接地権者	全員（地図又は構図上の隣接地権者等）	※ 2
（３） 自治会	整備計画地を区域に有する地元単位自治会	※ 2

(4) 水利組合	合併浄化槽からの排水が直接流れ込む水路を所有又は管理する水利組合	※ 2
(5) 土地改良区	整備計画地を区域に有する土地改良区	※ 2

※ 1 該当者全員の「同意書（任意様式）」を提出すること。

※ 2 提出時点までに同意が得られない場合には、「様式第 6 号 誓約書」を提出すること。

4 応募方法

応募を希望する法人は、次により必要書類を揃えて提出してください。

- (1) 提出期限 **令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午後 5 時 期限厳守**
- (2) 提出先及び問合せ先
〒 7 6 0 - 8 5 7 1
高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
高松市健康福祉局こども未来部 こども保育教育課 政策係（市役所 6 階）
TEL：0 8 7 - 8 3 9 - 2 3 5 8 / FAX：0 8 7 - 8 3 9 - 2 3 6 0
メールアドレス：kohokyo@city.takamatsu.lg.jp
- (3) 提出書類（「提出書類一覧表」参照）
ア 「提出書類一覧表」を参考に、A 4 サイズ（図面は A 3）で 2 部作成し、1 部を正本、1 部を副本〔コピー可〕として提出をしてください。
イ 提出書類は、ドッチファイルに綴り、表紙・背表紙に施設名等を表示してください。
また、書類は「提出書類一覧」を参考に、番号順に並べ、番号ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 提出に当たっての注意事項
ア 提出の際は、事前に電話で予約の上、窓口まで御持参ください。（郵送・FAX は不可）
イ 提出書類の受付は、午前 9 時から午後 5 時までの間で行います。
※土・日・祝祭日は受け付けいたしません。
ウ 提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募・審査を無効とします。
エ 市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却できません。
オ 事業の審査等に当たり、本市が必要と判断した場合には、資料の追加、補正を求める場合があります。
カ 整備計画書等の作成に伴う費用は、全額申請者の負担となります。

5 質問及び回答

- (1) 質問の方法
募集に関する質問は、別添の「質問票」により電子メールで、質問内容を簡潔かつ明確に記載して行ってください。
ただし、審査選定内容、他の応募者に関する情報等の質問には回答できませんので、御了承ください。
- (2) 質問票の受付期間
令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 1 時から同年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで
※受け付け期限を過ぎての質問には回答できませんので、御了承ください。
- (3) 質問票の送付先

高松市健康福祉局こども未来部こども保育教育課政策係

メールアドレス:kohokyo@city.takamatsu.lg.jp

※ 件名「【法人名】高松市社会福祉施設整備に係る質問」とし、送付先誤りに御注意ください。

(4) 回答

質問者に文書又は電子メールで回答するほか、高松市ホームページにも掲載します。
なお、質問者が特定される情報を削除するなど、質問内容を一部変更する場合があります。

【掲載場所】

高松市ホームページ>事業者の方へ>健康・医療>社会福祉施設等の整備「社会福祉施設等の整備事業者を募集します。」

6 その他留意事項

- (1) 整備計画書提出後、本市社会福祉施設整備等審査会委員による、整備計画についての応募事業代表者等に対するヒアリングを行う場合があります。
- (2) 整備計画書を提出しても、審査の結果、採択されないことがあります。
- (3) 補助基準額等は、現在の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく金額のため、実際に整備を行う年度の補助金額は変更となる場合があります。
- (4) 書類提出後、本市から整備計画の内容等について、お問い合わせをする場合があります。また、整備予定地等の視察をさせていただく場合があります。
- (5) 本施設整備事業については、国の補助制度を活用する事業であることから、採択された場合は、本市に対する補助関係書類の作成と併せて国に対する補助関係書類の作成もお願いする場合があります。
- (6) 補助採択された後の整備計画の変更については、原則、認められません。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うやむを得ない変更等で、採択評価に影響を与えないものについては、本市との協議により認める場合もあります。
- (7) 補助整備完了後、提出された整備計画内容が履行されていることを確認するため、こども保育教育課職員による立入調査をさせていただく場合があります。
- (8) 補助金については、完了払いとし、当該年度の実績報告後の交付となります。

問合せ先

高松市こども保育教育課 政策係

担当 藤原・保井

TEL 087-839-2358

FAX 087-839-2360

e-mail kohokyo@city.takamatsu.lg.jp